

令和2年第1回広尾町議会定例会 第3号

令和2年3月9日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（13名）

1番 浜 野 隆	2番 萬亀山 ちず子
3番 北 藤 利 通	4番 前 崎 茂
5番 志 村 國 昭	6番 山 谷 照 夫
7番 星 加 廣 保	8番 渡 辺 富久馬
9番 小 田 英 勝	10番 小 田 雅 二
11番 旗 手 恵 子	12番 浜 頭 勝
13番 堀 田 成 郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	白 石 晃 基
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
企 画 課 長	雄 谷 幸 裕
企 画 課 長 補 佐	及 川 隆 之
住 民 課 長	齊 藤 美 津 雄
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	楠 本 直 美
兼 住 民 課 長 補 佐	村 上 洋 子
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大
兼老人福祉センター所長	宝 泉 大

兼地域包括支援センター長	宝	泉		大
健康管理センター長	村	上	洋	子
保健福祉課子育て支援室長	浜	頭		力
保健福祉課子育て支援室長補佐	山	崎	義	和
認定こども園ひろお保育園長	道		尚	子
認定こども園ひろお保育園副園長	成	田	まゆみ	
兼豊似保育所長	成	田	まゆみ	
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
特別養護老人ホーム次長	佐	藤	清	美
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム次長	佐	藤	清	美
農林課長	平		浩	則
農林課長補佐	寺	井		真
兼町営牧場長	平		浩	則
水産商工観光課長	室	谷	直	宏
建設水道課長	前	田	憲	一
建設水道課主幹	北	藤	盛	通
兼下水終末処理センター長	前	田	憲	一
港湾課長	森	谷		亨
港湾課長補佐	安	岡	伸	弘

〈教育委員会〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長 補 佐	山	畑	裕	貴
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	小	川	浩	司
図 書 館 長	奥	村	京	子
兼海洋博物館長	小	川	浩	司

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻	田	廣	行
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
-------------	---	---	--	---

併 書 記 長 道 淳 一

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長 木 下 利 夫

併 書 記 長 白 石 晃 基

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長 今 村 弘 美

事 務 局 長 西 脇 秀 司

○出席事務局職員

事 務 局 長 道 淳 一

事 務 局 次 長 保 坂 一 也

総 務 係 主 事 西 村 萌

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、浜野隆議員、6番、山谷照夫議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、4番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（前崎） おはようございます。

町長に3点について質問をいたします。

まず、1点目でありますけれども、ごみの減量化と家庭用生ごみの資源化の取組について質問いたします。

平成9年、1997年、京都市で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議、いわゆるCOP3で採択された京都議定書で、日本は温室効果ガス、CO₂（二酸化炭素）の排出量の削減を義務づけられたところであります。昨年12月にはスペイン・マドリードでCOP25が開催され、2030年の目標として気温上昇幅を1.5度に抑える努力をすることとしております。

さて、本町のごみ収集に係る有料化が平成15年度から実施されましたが、有料化された初年度の1人当たりの可燃ごみの年間排出量は286.4キログラム、平成30年度は280.3キログラムと、15年間で僅か6キログラム、2.1%の減少にとどまっております。

この間、可燃ごみの関係では、平成24年度から本・雑誌類の資源化、平成28年度には包装紙・雑紙類の資源化を図ってきたことを鑑みれば、可燃ごみの排出量は減少していないのが実態であります。CO₂を削減するためには、燃えるごみの排出量をいかに減量させるかが喫緊の課題であります。

芽室町が策定しているクリーンめむろ環境基本計画によると、燃やすごみの6割を占める生ごみの減量・資源化を進めるとして、各家庭における堆肥化、有効利用の促進を図っております。芽室町が助成してきた総件数は、平成22年度までにコンポスト2,783個、電動生ごみ処理機140個、EM菌処理容器1,700個に対し、現在もコンポストなど毎年20個程度を助成し、普及促進を図っております。今日、総数では、4,800個ほど普及しております。芽室町の平成27年度の年間1人当たりの可燃ごみ、不燃ごみを合わせた排出量は208キログラムとなっており、本町と比較して

25%も少ない数値となっております。

広尾町の平成30年度から39年度までの広尾町ごみ処理基本計画では、ごみの排出抑制の取組及びリサイクルの推進として、事業者のリサイクル活動の推進、ごみ減量の普及啓発活動、生ごみ堆肥化容器利用の普及などが列挙されていますが、芽室町の計画と比較すると、行政の主体性が見えておりません。令和9年度からは新しくりんセンターに可燃ごみを搬入する計画を進めているところであり、ごみの減量化は急いで取り組んでいかなければならないところでもあります。今後の本町のごみ減量化に係る具体的な方策をどのように考えているのか、お答えください。

広尾町では以前からコンポスト購入のあっせんをしていますが、現在の状況はどのようなになっているのか。

また、コンポストは冬期間使用できないなど、終年の活用ができない課題があります。芽室町では、電動生ごみ処理機の購入に際し、町が助成し、普及促進を図ってきた経緯があります。本町においても、電動生ごみ処理機の購入に助成し、普及促進を図り、ごみ減量化、資源化を推進すべきと思いますが、町長の見解を求めます。

次に、人工透析治療に係る通院費、通院等の支援体制についてであります。

本町の人工透析患者数が、近年、増加傾向にあります。大樹町等への医療機関に週3回通院するのに自家用車や公共交通機関を利用しておりますが、倦怠感が伴い、体力的に厳しいとの声が寄せられております。従前は乗合タクシーで通院しておりましたが、現在は希望者が少なくなったとのことで、それぞれバスや自家用車等での通院となっております。

清水町の日赤清水赤十字病院では、新得町の人工透析患者を同町まで送迎し、人工透析の治療をしていたところでもあります。ただ、同病院の経費が増大するとのことで、昨年3月末で無料送迎を中止したところでもあります。これを受けまして、また、人工透析患者からの要望もあって、新得町では町民の命と健康を守るとの政策観点から、引き続き日赤清水病院で通院治療するため、新得町社会福祉協議会に委託をして無料で患者を送迎しております。新得市街や屈足市街などの患者10人から12人程度を送迎しているとのことであります。

本町でも先月、人工透析の治療をされている方にアンケート調査を行っておりますが、公的機関が送迎してくれれば大変助かるとの声も寄せられております。町民の命と健康を守る、この観点から本町でも通院に過大な負担のかかる患者に対し支援体制を図るべきではないかと思いますが、答弁を求めます。

次に、3点目であります。

求人に係る町広報活用に係る周知であります。

本町事業所等の求人に係る情報提供は、役場庁舎1階ロビーの情報コーナーに帯広公共職業安定所が発行している「ハローワーク帯広」の情報誌が置かれているほか、商工会の掲示板に会社、事業所等の求人情報が掲示されております。

しかし、本町は、ほかの公共施設の求人情報等のコーナーは設置されていないのが現状であります。ハローワーク帯広の情報誌は、管内各町村に配付されているものですが、2月末の求人情報の内容では、情報件数が33件で、うち帯広市が24件、そのほかは近隣町村がほとんどで、本町の会

社関係は掲載されておりませんでした。

一方、広尾町商工会の掲示板には町内事業所 19 件が掲示されておりますが、業種は飲食店、水産加工、運送業、金融機関など、多岐にわたっております。しかし、商工会に来訪されて求人情報を見られる方は、それほど多くないとのことであります。したがって、求人する側の会社、事業所では、なかなか求人結びつかず、事業の運営にも支障を来すこともあるとのことであります。

本町の 2019 年 1 月から 12 月までの 1 年間の人口動態は、転入が 215 人に対し転出は 349 人と 134 人の社会減、出生 34 人に対し亡くなった方は 118 人と 84 人の自然減で、合わせると 218 人、単年度で 3.3%の人口減少であります。とりわけ町民の皆さんからは、広尾町にこれからも住み続けたいと思っているけれども仕事がないから帯広に行かざるを得ないなどの声も寄せられております。

商工会での求人情報では、1 名から若干名など、会社、事業所によってまちまちですが、総体では 30 人から 40 人の求人が期待できるものであります。平成 27 年度に策定した広尾町総合戦略第 1 期計画で、新規就業者数を 100 人増やしたいとのこと策定をされております。広尾町の雇用を増やし、人口減少を少しでも食い止める方策として、広く町民に周知するために、町の広報誌を活用した求人情報の提供を行うべきと考えます。

加えて、関係機関の方からも町の広報誌を媒体とした情報提供を提供してもらえればとの声も寄せられております。事業所名等、個々の名称は掲載できないものと認識をいたしますが、業種別等の記載をすることより円滑な情報提供が可能となり、本町事業所の事業展開も円滑に進むと同時に、雇用の拡大と町外からの Uターンなども期待できると思います。町長の見解を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えをいたします。

ごみの減量化と家庭用生ごみの資源化の取組についてであります。

ごみの減量化を図り資源としてもリサイクルを推進することは、私たちの大切な生活環境を守る上で最も重要な取組の一つとなっております。

これまでの取組状況でありますけれども、段ボールを利用した生ごみの堆肥化につきまして、広尾町保健衛生推進協会主催で平成 27 年度に講師を招いて講習会を開催しております。また、プラスチック製のコンポスターにつきまして、同じく協会があっせんしております。毎年、数個の購入実績がありますが、野生動物の掘り返し等がありまして、なかなか普及の拡大には至っておりません。電動生ごみ処理機につきましても、平成 22 年度に補助について検討いたしましたけれども、生ごみの出し方を工夫することで、減量化を図ることといたしました。

今後、生ごみを含めたごみの減量化、資源化について先進的な方法等も参考にして、講習会などを開催していきたいと思っております。ごみの減量化、資源化につきましては、環境負荷を抑えることになり、直接的、間接的に町民皆様の利益になることであるので、引き続き

住民意識の啓蒙と減量化運動の輪を広めていきたいと考えているところであります。

続きまして、2点目の人工透析治療の通院等の支援体制についてであります。

透析治療を受けている方々の通院における移動手段につきまして、以前は大型タクシーを複数人で利用するケースもありましたが、利用される方々の減少によりまして、その利用がなくなり、現在は自家用車または路線バスのいずれかになっているところであります。

町といたしましても、交通費の助成によりサポートしておりますけれども、高齢などの影響で車もバスも利用が困難な場合など、経済的な支援だけではサポートし切れないケースも生じているところであります。移動手段の実態や利便性、通院されている方々の思いや要望などを把握し、以前のように複数人で利用できるタクシーの運行などを検討するなど、安心して通院できる環境を整えていきたいと思っております。

続きまして、求人に係る町広報の利用についてであります。

広尾町内で求人の情報を得るには、役場庁舎1階に設置しているハローワークからの情報を提供するコーナーと、商工会の会員の求人情報を商工会館1階ロビーの掲示板の計2か所で最新の情報が得られるところであります。

ご質問にありました町広報誌を媒体として情報提供をしてはいかがかということでもありますけれども、月に1回発行の広報誌では、求人情報を提供するにも最新な情報と言えず、詳細な情報を得るには役場や商工会にて確認するか、ハローワークなどに問い合わせしなければならないところであります。広尾町内で求人情報を得るためには、役場や商工会の情報コーナーに直接お越しいただき、確認していただくことが詳細で最新の情報が得られるものであります。

今後におきましては、求人情報が得られる場所を町広報などを通じて周知していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） まず、ごみの減量化と家庭用生ごみの資源化についてでありますけれども、広尾町は従前からコンポストのあっせんに取り組んできておりますけれども、最近は1、2個とか、そういう少ない数のあっせんにとどまっているということですが、今までこのコンポストのあっせんされた総件数、何個ぐらいというふうに把握しているか。

先ほど芽室の事例を出しましたけれども、3種類で4,800個という話が出ていますけれども、本町はどの程度の普及なのかということをやまずお聞きしたいのと、それと以前も、先ほども答弁にありました段ボールの生ごみ堆肥化、資源化の講習会、これについては私も参加させていただきましたけれども、町民の方が70人近く参加されておまして、非常に関心の高さというのがうかがえたのですけれども、実際、講習を聴いて、自分が取り組む段になると大変難しい。特に冬期間の部分では難しさがあってあれですけれども、町としてこの講習会が終わった後の町民の方の家庭用生ごみの段ボールによる堆肥化、取り組んでいる件数を把握していれば、併せてお答えしていきたい

と思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 先ほどコンポスターの答弁漏れがございました。

平成27年度につきましては3個、平成28年度7個、平成29年度2個、平成30年度、令和元年度それぞれ1個ずつとなっております、普及というにはほど遠い数字になっているところであります。

ただ、あっせんは毎年のようにしているわけでありまして、やはり課題は、掘り起こされるどうか、そういうことがあって普及に至ってないところであります。

段ボールの生ごみの堆肥化、私も講習会に参加して自分でやってみました。見事に堆肥化になるのですね。これが普及していかないのは、やっぱり若干の臭いが出るのですね。そこが課題なのかなというふうに思っていて、スペースがあるところについては、外で車庫の中とかあるのですが、なかなかちょっと臭いが気になるかなというふうに思っていて、私も長続きしていないところでありまして、それ以降、町民の方が段ボールでやっている人数については把握をしていないところでもあります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 私、段ボールの生ごみの堆肥化については、以前から臭いが発生すると、それから冬期間についてはなかなかうまくいかないという形で、以前取り組んだ方が今はやっぱりやめたという話を聞いております。

実は私、平成8年から、先ほど紹介いたしました芽室町のEM菌処理容器、これはEM菌が入ったばかしを生ごみに搬入して、要するに嫌気性の容器、この専用バケツなのですが、これを販売しております、これを数個買って、そこに生ごみを投入して堆肥化しておりますけれども、これは確かに臭いは出ますけれども、物置に置いておけば、嫌気性ですから、蓋をしていますのでそれほど臭いは気にならないという形で進めていますけれども、いずれにしても、今、広尾町の取組では、コンポストのあっせんも年間平均2個ちょっとということで全然進んでいない、先ほどの答弁ではそういった資源化を進めていますということですが、実態としては全然あっせん数が進んでいないということだと思うのです。

それで、今までは町民に対するごみの減量化ですとか、あるいは資源化に対する説明会、講習会も、これは数次にわたって行ってきましたけれども、要するに、住民がそういった意味でごみの減量化、資源化に取り組むことは当然大事でありますけれども、行政のきちんとした取り組む姿勢といいますか、羅針盤を示す必要があるかと思うのです。

これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律があって、それに基づいて広尾町ごみ処理基本計画を定めたのが手元にありますけれども、この中で、例えば「ごみ発生・排出抑制の取り組み」の中で

「住民、事業者の役割と責務に応じた排出抑制策とその推進」、それから「事業者のリサイクル活動の推進」等々書いてあるのです。この項目の中で、例えば家庭用生ごみの資源化、事業者に何を求めているのかというのは、これだけではちょっと分かりにくい部分があります。

それから、もう一つの「リサイクルの推進」の項目では「生ごみ堆肥化容器利用の普及を推進」とありますけれども、これも年に2個程度ということで、実際この15年間ごみの減量化が進んでいないというのは、もうこの数値から見ても明らかなのですけれども、やはりそういった意味では、きちっとした行政としての主体的な役割といいますか、それを示した上で住民の協力、参加もいただくということがごみ減量化あるいは資源化の道筋だと思うのですが、その点についてどのように考えているのか、お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） いろんな施策を展開する上で、我々もいろんな基本計画ですとか、いろんな計画を立てて、それぞれ事業を実施するわけでありまして、このごみの問題に関しまして、先ほど議員おっしゃったごみ処理基本計画、これは平成30年度から10年の計画を立てているわけでありまして。計画を立てて、議員がおっしゃったように羅針盤を示す、これは当然のことではありますが、それだけで終わっては何も進まないわけでありまして、どうやってそのことを住民に理解してもらうかというのが重要でありまして、やっぱりあらゆる機会を通じてながら住民の方に啓蒙することが大事だというふうに思っております。広尾町保健衛生推進協会というのがございまして、毎年物資のあっせん等々をしているわけでありまして、ごみの減量化についてそれぞれ政策を展開してまいりたいというふうに思っております。

大事なのは、分別が進んで、やっぱりごみの減量化も進んでいます。統計の資料は重さで統計資料をするのです。生ごみもやっぱり従来からお願いをしているのですが、なかなか減らないのですが、ごみ処理基本計画では約10年で5%減らしましょうという計画にしているのですが、重さでやっているものですから、生ごみの水処理をきっちりすることによって、相当やっぱり数字上は減らすことができるのだというふうに思っておりまして、そういった具体的に数字を示しながら町民の皆様方に協力いただく、結構この5%というのは生ごみから資源ごみから大型ごみ、全部を入れての5%でありますけれども、生ごみに関して言えば結構すぐ達成できる数字ではないかというふうに思っておりまして、どうやって住民の方がそのことを理解して減らしていく方向にするのかということが大事でありますから、しっかり取り組みたいと思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） このごみ処理基本計画、芽室町のもちっと取り寄せて手持ちで見えておりますけれども、例えば芽室のごみ排出量の減量化について、具体的に「生ごみ堆肥化による資源化」というのを項目としてきちっとうたっているのです。その中で、今後、今までも取り組んできたこ

とをまたこれからもきちんと続けるということで、先ほど冒頭で質問しましたがけれども、広尾の平成 30 年度の 1 人当たり年間の排出量が 280 キログラムでありますけれども、芽室町は平成 27 年度で 208 キログラムなのです。ということは、もう既にここで 70 キログラム以上、芽室町のごみの排出量が少ない。平成 32 年度にはこれをさらに減らして 173 キログラムに減量化するという事まで、きちっとうたっているのですよね。

広尾の場合は、例えば先ほどの答弁で講習会をやるとかというのは当然それはいいのですけれども、なかなか、例えば生ごみの減量化をする場合、何をどのように行政が関わって住民の協力を求めてやるかという、具体性が乏しいですし、そのために講習会をやっても、先ほどの段ボールの生ごみの資源化ではないですけれども、いいことは分かっているにもかかわらずできないという、特に本町の場合、冬期間の取扱いもありますから、そういった意味では、もっと踏み込んだ計画性というのが必要になってくるのではないかというふうに思うのです。

そういった意味では、芽室町が取り組んでいた、例えば冬期間の取扱いとしては、電動生ごみ処理機の助成をして、それで普及をしてきたという経過がありますし、あとコンポスターについても、2,000 円程度ですけれども、助成をしてあっせんしているということもございます。そういった中で、住民の協力を得ながら、ごみ減量化、資源化に参画をしていただいているという経緯がございます。

そういった意味では、広尾町もぜひそういった行政が主体的に具体的な方策を示して、ごみの減量化、資源化を図るべきだと思いますけれども、その点についてもう一度お答えをいただきたいと思っています。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） コンポスターについては、議員も認識をしているかというふうに思いますが、なかなかあっせんして補助金を出しても、やっぱり掘り起こされるだとか、いろんな課題があって進まないのだというふうに思っております。

先ほども言いましたが、まずは住民の方に、水をしっかり切ってもらっただけでも相当な量が減るのだというふうに思っています、できることからしっかり取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4 番（前崎） 先ほど水をしっかり切れば水分の量が減るということでもありますけれども、実際私も、そういった意味では、24 時間とか 2 日間とか置いて水切りをしていますけれども、例えば大根の水分含有量は 90% ですね。これは、2 日置いても水分量は減らないと思うのです。仮に水分量が減るとなれば、鮮魚、そういった内臓等については水分を含んでいますので、それは処理の仕方によっては水分は減りますけれども、基本的に各家庭における家庭用生ごみというのは、水切

りについては私は限界があると思うのですね。そういった意味では、今言ったように具体的な方策でもって行政が主体となって町民に協力、参画を求めるということが必要だというふうに思うのですね。

特に、先ほど来も言っていますけれども、いわゆる燃えるごみの比重の中で生ごみは大体 55% から 60% というふうに言われているのです。当然これは重量換算でありますけれども、今はまだ豊似の衛生センターですからいいですけれども、これが帯広の新しいくりりん、これになると今よりさらに広尾町から見ると遠くなる。多分 90 キロメートル近くになるかと思うのです。そういった輸送コストですとか時間を考えると、ひいては町民、住民負担に跳ね返ってくることは明らかであります。そういった意味では、今から具体的なごみの減量化と資源化、これをやっぱり図っていく必要があると思うのですね。その点について、もう一度お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） いろんなごみの統計を見ますと、漁師町というのですか、やっぱりそういうところがごみが多いようであります。本町も内陸の農村部と比べれば、やっぱりごみの量が多いのです。多いというのは、やっぱり重さでやるものですから、数字的にはそういうふうに見られるところでありまして、どうしても魚の量が多いと水分量が多いのかなというふうに思っております。まずはしっかりと、生ごみの統計によると 70 から 80% が水分だと言われていまして、しっかり切ることはできませんけれども、まずはその取組をそれぞれの家庭でしていただいて、取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4 番（前崎） 次に、人工透析治療に係る通院の支援ということであります。

実は、この人工透析の支援体制については、1 月 16 日に私ども町議団、会派で町長に対して要望を差し上げましたけれども、当然、通院をなるべく省くためには、広尾町に建設するのが一番ベターでありますけれども、これはいろいろと一朝一夕にはいかない部分もあると思います。ただ、通院に関しては、まさしく町民の命に関わる部分であり、待ったのないところであります。

実は、私も過般、新得町に電話をして、今年の 3 月、2 月からこの清水町の日赤清水赤十字病院の問題については報道されておりましたので、非常に興味を持っておりましてけれども、結果として病院が無料送迎を撤退したということで、新得町がそれに代わって受けたということで、そのほかの話では、社会福祉協議会に年間 330 万円の委託料を払って、それで患者さんの無料送迎をしているということでありました。私もどうしてもそういった意味では習性的に、この送迎に当たって個人負担幾らなのですかとお聞きしましたら、町民の命に関わることだからお金は頂いていませんと、無料で町が責任を持って送迎しているという回答が返ってまいりました。逆にそういった個人負担の料金を尋ねた私が浅はかだったなと思っておりますけれども、それほど新得町は、きちっと

やっぱり町民の命を守るという観点から、そういうふうに取り組んでいるというふうにお聞きしておりますけれども。

広尾の場合は今まで2分の1を助成してやってきておりますけれども、いずれにいたしましても、その負担金については一定程度、なければそれにこしたことはありませんけれども、現状でそれは推移したとしても、やっぱり送迎の体制について患者さんに負担をかけないような、そういった支援体制が必要かと思うのですけれども、改めてお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 通院の問題、課題等々聞いているところであります。答弁をしたように、以前はやっぱり透析する方々が集まって、タクシーで乗り合いをして、スムーズにそれぞれ通っていたいたところであります。重ねることによって、やっぱり患者さん、通院される方のそれぞれの症状ですとか、透析を受ける時間とか、いろいろ不都合が出てきて、最後はやっぱりタクシー会社と折り合いが合わなかったとか、患者同士でなかなかスムーズにいかなくなったとかということになって現在に至ってしまして、それぞれが家族の支援ですとか、自分で行くとか、そういう体制になっているわけでありまして、どうしてもそういったこともままならない患者さんも出てきたところでもあります。いろんな申入れもありますので、行政としては、やっぱりアンケートも含めて、もう一度患者さん同士で通えないのかということも、行政が中に入ってその辺についてはやっていきたいなというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） いろんな社会情勢の変化ですとか、そういった意味では対応が変わってくるかと思うのですけれども、当初、大樹町で開設されたときは、医療機関で広尾町まで無料で送迎していただいたという期間も、短い期間かと思いますが、あるわけですから、例えば、そういった医療機関に委託料を幾らか出してでも送迎ということも、一つの選択肢であるのかなと思います。相手の都合もありますので今ここでは断定できませんけれども、いずれにいたしましても、早急にそういった対応策を検討していただきたいと思います。

次に、3番目の求人に係る部分でありますけれども、先ほど言いましたように、帯広公共職業安定所が発行するハローワーク帯広の情報誌は、時には毎日、週に3、4回情報が来ることで、役場の1階ロビーに置いてありますけれども、ほとんど広尾町に関わるそういった情報はなく、ほとんど帯広市あるいは帯広市近郊でもう8割、9割を占めているという状況であります。

したがって、唯一広尾町内の商工会の会員さんの方々がいわゆる求人情報を出していますけれども、先ほど月1回だと確かに求人情報としては遅いのではないかというようなこともありましたけれども、逆に求人情報を出している機関、団体からすれば、1か月たっても2か月たっても、要するに、そういう掲示をしてもなかなか人が集まってこないというようなことでありますから、そう

いった意味では、ただ、月1回でもそういった情報提供をしてもらえれば非常に助かるというような声も実際聞いておりますし、個別な事業所、会社名を出すわけでなければ、事業所単位であればそれほど大きなスペースは要らないかと思うのです。少なくとも、広尾町、本当に仕事がないからとか、仕方ないから帯広に行かざるを得ないとかという声を聞きますけれども、そういう意味では、実際仕事はあるのだと。だけれども、どこで何を求めているか、なかなか住民の方は分からない方が多いのかなという意味で、先ほども言いましたけれども、広尾町の新規就業者を増やすというふうに言っておりますので、これがやっぱりうまく整えば人口減少にも歯止めがかかると思いますので、その点についてもう一度お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 求人の情報については、毎日、情報があればハローワークから役場のほうに來ます。メールで入ります。その都度、あれば役場の下の1階のロビーにファイルに差し込むことになっていまして、それと同じく商工会にもあるわけでありまして、やっぱりその都度その都度の情報についてはそのことが一番ベストだというふうに思っています。ただ、そこにそういうふうにあるよというのが、住民の方についての周知がということについては、町広報誌できちっと周知をしていければというふうに思っているところであります。

仕事がないから町を離れるというお話はいろんな方から聞くのですけれども、町内の事業所に聞くと求人しても来てくれないのだと、おかしい話になっているわけでありまして、しっかりとそこのところ、どこに行けば情報が得られるか、しっかり取組を進めてまいりたいと思います。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） この求人という部分の内容については、一定程度情報の共有をしているかというふうに私も認識しております。

ただ、商工会に行けば分かるよという、本当に求めている人はそういう形で行くでしょうけれども、例えば広尾から一旦出られて札幌とか本州とかへ行って何かの都合で仕事を辞めているといった場合に、広尾にこういった求人があるよという形で、もし住民の方が分かればUターン、Iターンにも結びつくのではないかという意味では、そういった情報発信を広尾町サイドで一定程度することによって、そういった効果も生ずるというようなアドバイスも受けたものですから、そういった意味では、当然商工会で求人がありますよという情報提供をしながら、併せて広尾町としても情報提供すべきでないかと思いますけれども、再度お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） どのような方法が効果的なのか、しっかり検証しながら進めてまいりたいと思

います。

1、議長（堀田） 次に、11 番、旗手恵子議員、登壇の上、発言を許します。

1、11 番（旗手） 初めに、公営住宅の保証人規定の見直しについて町長に質問します。

本定例会の初日 3 月 3 日に、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定が可決されました。連帯保証人保護、敷金に関してなど、住宅の賃貸借契約に関する改正が行われました。

2019 年 4 月 22 日、産業常任委員会の所管事務調査が行われ、公営住宅の管理や在り方について調査を行いました。その際、私は第 1 に、2017 年 10 月 25 日、「改正住宅セーフティーネット法」が施行され、住宅確保要配慮者のためと併せて災害に備える公営住宅の建設、改善整備の必要性が求められていること、第 2 に、2018 年 3 月 30 日、国交省住宅局長が 22 年ぶりに公営住宅管理標準条例案の改正について各都道府県知事、政令指定都市の長に送付したことから、全国の地方自治体は管理条例の改定を行うことになることを指摘しました。

主な改正の第 1 は、保証人の規定の削除です。民法改正で債権関係の規定、連帯保証人の見直しと単身高齢者が増えたことから、住宅に困窮しても保証人を確保できないために入居できないといった事態を生じないようにしていくことが必要、保証人の確保を公住への入居の前提とすることから転換すべきだと言っています。第 2 には、家賃の減免または徴収猶予の説明中に、民生部局との十分な連携、収入等の状況や事情を十分に把握した上で家賃減免等の適切な対応を行うことが必要である、このことを追記しています。第 3 に、入居者資格、入居条件の見直しで、低所得者の住宅不足を緩和するために必要と認めるときは、公住の供給を行わなければならないとしました。

2019 年 11 月、千葉県弁護士会は、公営住宅に入居する際には連帯保証人を不要とすべきであるとの意見書を発表しました。2019 年 9 月には、東京都議会は都営住宅条例を全会一致で改正し、従来必要とされてきた入居時の連帯保証人は必要なくなったということです。十勝管内でも幕別町は保証人はなくしたそうですが、何ら支障は出ていないということです。帯広市、上士幌町も保証人をなくす提案がされるそうですから、保証人をなくす自治体は今後も増えていくと思われます。

保証人の規定を残すかどうかの判断は、自治体に委ねられています。低所得者や身寄りのない高齢者などへの対応を強化し、保証人が必要ないとする条例を制定するべきではないでしょうか。町長の見解を求めます。

2 点目、公的病院「統廃合」問題について質問します。

厚生労働省は、再編・統合対象の公的病院を 440 に拡大しました。

病院統廃合の支援策として、都道府県から「重点区域」の設定を募り、440 の公的医療機関に関わらず病床を 10%以上削減する制度を 2020 年度に取り組むといます。

これまでの「地域医療介護総合確保基金」の活用に加えて、さらに全額国費、84 億円規模だということですが、この補助金を交付するというもので、統合病院が廃止病院から引き継いだ負債の利子負担を一部補助するといっています。2020 年度限りで行うといっていますので、財政優遇のあめで病院統

廃合や病床削減へ誘導しようとしているのではないのでしょうか。

町長は、これまでも国保病院は守る、広尾に国保病院は必要との姿勢を示しておられますが、改めて病床削減計画の有無、住民や患者への説明・合意がないまま進めることはないと思いますが、町長の見解を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えをいたします。

最初に、公営住宅の保証人規定の見直しについてであります。

広尾町におきましては、本会議の議案第7号で議決をしていただいたとおりであります。広尾町公営住宅管理条例第11条で、連帯保証人の連署する請書に極度額を定めて提出すること、入居後の家賃の確実な納付を図るため入居者及び連帯保証人の連署がある誓約書兼同意書を提出することとしています。

ただし、この「ただし」のところであります。当町では身寄りのない単身高齢者であるなど特別な事情がある方に対しては、条例で連帯保証人を必要としないことができるとしております。新たに公営住宅等入居者に係る連帯保証人の免除取扱要綱を定め、免除となる対象の方を規定いたしたいと思っております。この要綱により連帯保証人免除について、より早く確実な判断が可能となりますので、国土交通省の通知に沿っていくものと考えております。

また、連帯保証人を廃止しない理由といたしましては、公営住宅等の管理上、連帯保証人の働きかけで入居者の問題が解決に至る実績がありまして、その効果が大きいためであります。

以上、答弁とさせていただきます。

続きまして、公的病院の「統廃合」問題についてであります。

この問題、大変大きな問題でありまして、背景につきましては、議員がおっしゃったとおりであります。

公的・公立医療機関につきましては、地域の基本的な病院として民間病院では運営のできない不採算部門を担いながら、町民の皆さんの命と健康を守るという重要な役割があるため、基金や補助などの国の財政支援があるからといって、安易にベッドを減らしたり、その機能を見直したりすることはあってはならないことだと思っております。

本町にあっては、平成30年2月に公立病院改革プランによる経営形態の見直し作業に着手し、昨年4月に地方独立行政法人に移行して、北斗病院との連携を構築し、まさに地域医療構想が推し進めようとしている再編・ネットワーク化の対応を図っておりまして、病床機能におきましては、地域包括ケア病床の施設基準を取得し、急性期から回復期への機能移行を進めているところであります。町民の皆さんの命と健康を守る唯一の有床医療機関としてその役割を果たしていくという理念を常に念頭に置きまして、今後も地域のニーズに的確に応えられる医療を提供してまいりたいと思っております。

以上、2点にわたりまして、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

旗手議員。

1、11番（旗手） 公営住宅の保証人の関係ですけれども、民法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の審議のときに、質疑に対して過去5年間で保証人が保証した例というのは、1件で3万7,000円だったという説明がありました。極度額に比べて非常に少ない実態にあることが分かりました。そうであれば、保証人を廃止しても何ら問題はないのではないかと思います。国土交通省住宅局長が22年ぶりに公営住宅の管理標準条例を見直して、単身高齢者が増えて住宅に困窮していても保証人を確保できないために入居をためらうとか、そういった事態を生じさせないようにしていくことが必要だと、そういうことで保証人の確保を公営住宅への入居の前提とすることから転換すべきだと明確に言っているわけです。そういうことから見ても、保証人の廃止に踏み切っても何ら問題はないのではないかと思います。どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 本町にあっては、保証人を出せないという方については、条例で特に必要としないということにしているところであります。

それから、ならばというところのご質問でありますけれども、住宅の使用料の催促のほかに連帯保証人を取ることによってのいろんなトラブルの解決に過去至っているところであります。滞納について、それからペットの飼育ですとか、それから住宅の退去後の物を残していくだとか、そういったことのトラブルについては計15件あったわけでありまして、その15件が連帯保証人の協力をいただきながら問題解決に至ったというところであります。

以上であります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 家賃のことだけではなくいろんなトラブルがあつて、それを解決するのに連帯保証人がついているほうが、その人たちの力も借りて解決できることができたという事例があったということだと思いますけれども、今、単身の高齢者ですとか、そういう方たちがどうしても住宅

が大変になって、公営住宅を頼るしかないとなったときに、申込書に保証人と言われると非常に困るという実態も聞いています。ですから、そういうことを解決するためにという広い意味で国土交通省のほうもこういう通知を出したのだと思いますので、確かに住宅を貸している以上、様々なトラブルというのは想定できると思うのですが、まず入居の段階で二の足を踏まないとならない、そういうことを解決するということでは、保証人をつけないという選択が、今、非常に大きいのではないかなというふうに思うのです。

幕別なんかも、保証人はつけていないけれども何も特別困ったことは起きていないよと、そういうふうに言っていますし、帯広とか上士幌も今定例会で廃止をするというような情報も得ております。ですから、この保証人を取り外すということは、これからどんどん広がっていくのではないかなというふうに思うのです。ですから、本町でもそういう方向でぜひ検討を続けていただきたいものと思いますが、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） どうしてもやはり保証人が見つからないだとか、いろんな事情があれば、ぜひ窓口でそういった対応をしております。これまでもそういった方々について親切丁寧に対応しているところでありまして、保証人が見つからないから入居できないということにはならないわけでありまして、ぜひそういった事情等については、しっかり窓口で対応させていただければと思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11 番（旗手） 具体的な申込みの相談があったときには、窓口でそういうふうに対応するというものですから、それは1つ安心できるかと思いますが、ただ、役場に何かを申請に来て、こうこうこれが基本ですと言われると、一般の町民はやっぱり保証人をつけなかったら申し込めないのだと、そういうふうに思うのが普通だと思います。ですから、これは絶対つけないとならないというものではないのですということを、保証人のものを残すとすれば、そこは本当に申込者が負担にならないような説明が必要だと思うのですが、そういうふうにしていただけるということでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） その辺の趣旨について説明をして理解をしていただくよう、そして安心して申込みをしていただけるようにしていきたいと思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11 番（旗手） その辺のやり取りといいますか、感情的な行き違いですとか、そういうことも防ぐためには、なくすることが一番だと思いますが、ぜひそのことも含めて検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、2 点目の公立病院の統廃合の関係ですけれども、これは全国医師会ですとか、そういうところからも、こんなひどいやり方はないということで批判の声が上がっていますよね。ですから、私たちも地域に病院がなくなったら住めなくなると。広尾の町の人たちもみんなそういうふう

に話をしています。だから、病院は絶対守ってもらわないと駄目だということなのですが、国は手を替え品を替えて、いかにして病院を減らすかということで、減らしたところにはお金を出すと、こんなことまでやってきているということで、人の命を何と思っているのかというふうに私は思うのですけれども、やっぱりそういうことにめげないで公立病院はしっかりと守っていくという姿勢を改めて明確にしていきたいと思いますが、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） やはり住民の命、健康を守るのは町立病院が要だと従来からずっと私も言っておりましたし、今後につきましても、しっかり町立病院を守って、住民の命、そして健康を守っていききたい、そのように思っております。

1、議長（堀田） 次に、10 番、^{おだ}小田雅二議員、登壇の上、発言を許します。

1、10 番（^{おだ}小田） まず最初に、第 2 期の広尾町総合戦略についてお聞きします。

具体的に、4 つの項目、5 つに分けて聞きたいと思います。

第 3 章の政策分野 1 の「新たな雇用の創出」の基本目標として新規起業件数を設定していますが、その根拠について伺いたいと思います。

1 期目の、いわゆる前回の 5 年間の計画には、このようにあります。「新規就業数を 5 年間で 100 人増やします」、そして「まちのしごとづくりに貢献した企業を 5 年間で 10 社増やします」。それが今回の数値目標では「新規起業件数を 5 年間で 15 件増やします」、そして「まちの雇用創出に貢献する企業・事業所を 5 年間で 20 社増やします」というふうにあって、何か脈絡というか、ちょっと変遷しているような格好なのですけれども、この辺についてきちっとお答えをいただきたいと思います。

それと、この広尾町総合戦略の 2 点目なのですけれども、政策分野の 4 で「まちの魅力を発信する」、基本目標として大丸山森林公園の年間来場者数を設定していますが、その根拠について伺いたいのですが、数値目標としては、前回の 1 期目には「人口の社会減を 5 年後にマイナス 35 人にします」とありましたけれども、実際には何人になったのかがないので、この項目が消えています。そしてまた、違う形で「5 年後（令和 6 年度）の大丸山森林公園への来場者数を年間 30,000 人にします」といきなり出てきていますが、こういうふうに形を変えて出てきているのはなぜかということ

と、なぜ書き方などが変わってくるのかということをちょっと聞きたいと思います。

3つ目は、第4章第1節の施策③で「広尾の食資源、森林資源」の開発と伝承のところです、6次産業の会社設立及びC L Tの工場誘致とありますが、この辺の具体的な展望についてもお聞きしたいと思います。

そして、4つ目は、第4節の施策のK P Iにおいて、給食用食材を提供した東京都の学校数の目標値が平成30年度の1校から令和6年度には10校というふうに増えていますが、これはなぜ増えたのか。そして、計画ですけれども、金額的に幾らぐらいになるのかということもお聞きしたいと思います。

そして、最後には、SDG sの町としての位置づけは具体的にどのように考えればいいのかを聞きたいと思います。

2番目の質問は、教育に関する奨学金制度について質問させていただきます。

教育そのものの重要性については論をまたないわけですが、教育関係に携わる教育委員会、各学校、そして父兄の方々の日頃の様々な活動に対しては敬意を表するところであります。

質問に入る前に、イギリスでの1997年から2007年までの10年間首相であったトニー・ブレア氏、ブレア首相の教育についての演説や思いについて、例として少しだけ述べさせていただきたいと思います。

ブレア首相は、就任演説の中で国の最優先課題に教育政策を持ってきた初めての首相と言われています。このように言っております。「国にとって一番大事な政策は、教育、教育、そして教育だ」というふうに非常に有名な発言があります。そしてまた、このようにも言っています。「7歳の子どもの読書量が20年後のイギリスの存在価値を決める」とまで言いました。

このとき、イギリスの教育水準は世界で35位でありました。かつては、イギリスは大英帝国と呼ばれ、日本も同様に大日本帝国でありましたけれども、世界のトップリーダーでもあった時代がイギリスにはありました。

しかし、ブレア首相は、次のように言っています。「国にとって人材こそが最大の財産である」。私も、この人材育成のためには、各国が経済的にも過度な競争や紛争に明け暮れることなく、一人一人の多様性を認め合い、自由と平和の中で差別や偏見をなくすための教育こそが私たちが求めるべきものと思います。その基盤の上に立って、さらなる教育を志向する意欲ある若者たちへの教育機会の提供をすべきであります。

しかし、ご存じのとおり、経済格差あるいは子どもの貧困という現在の経済的状況が進学や就学への道を閉ざしている場合が多々あります。これを解決するために様々な奨学金制度がありますが、広尾町としても「広尾の子どもは広尾で育てる」ということから、育てた後は一歩進んで次のステップへを容易にする奨学金の創設を検討すべきだと思います。そのことについてお聞かせください。

以上です。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） ^{おだ}小田議員の質問にお答えをさせていただきます。

第2期の広尾町総合戦略についてであります。

議員のほうから、第1期と第2期のつくりについて違う点を指摘されたところであります。第1期を検証し、そして、到達できなかった部分についてどういう問題点があったのか、その辺について検証して、第1期と2期のそれぞれ目標の定め方を変更しているところでもありますので、ご理解をいただければと思っております。

1点目の新規起業件数を5年間で15件増やすという目標でありますけれども、総合戦略では人口の社会減を緩和するために、第1期から一貫して新たな仕事をつくるというのが大きな目標であります。平成27年度に創設いたしました広尾町起業家等支援事業補助金を活用して、平成31年度までの5年間で13件の新規起業が実現しております。

目標値の根拠としては、過去5年間の実績を踏まえまして、年間3件程度の起業を創出したいという考えであります。

次に、2点目の大丸山森林公園の来場者数を3万人にしたいという目標であります。

これも地方創生の取組の大きな柱として、交流人口や関係人口の拡大が挙げられております。広尾町への人の流れを拡大するため、多様な移住体験事業、新しい観光産業の創出、多彩な地域交流といった施策を戦略に挙げているところであります。

町外から広尾町を訪れる人は、高い確率でサンタランドの聖地であります大丸山森林公園を訪れるものと思われているところであります。広尾町への人の流れを把握する指標として、より実数に近い人数を計測している大丸山森林公園の来場者数を目標数値として設定したものであります。

次に、3点目の第6次産業の会社設立と集成材CLTの工場誘致についてであります。

第6次まちづくり推進総合計画の策定過程におきまして、広尾町産の生乳を原料とした乳製品を加工販売する取組を進めてはどうかという町民からの意見を受けまして、それを実現する手法として、第6次産業の会社設立を支援するという文言を盛り込んだところであります。

木材につきましては、かねてから直交集成板であるCLTの製造工場を十勝港へ誘致する要望活動を展開してきたところでありまして、その取組をさらに推進する狙いもありまして、本戦略に掲載したところであります。

4点目の給食用食材を提供する東京都の小中学校の目標値についてであります。

東京都荒川区の尾久西小学校とのホームステイ交流をきっかけに、荒川区全域の小中学校に給食用食材を納入する東京の業者とのつながりができたところであります。荒川区の尾久西小学校以外の小中学校にも給食用食材として広尾町産の水産物や農畜産物を使ってもらうための取組を、今、進めているところであります。

平成30年度の基準値は尾久西小学校1校でありましたけれども、令和元年度に1校増えて提供する学校は2校となったところであります。荒川区では、北海道など他の地域の食材を取り寄せて給食として提供する食育推進給食という取組を行っているところであります。広尾町産の食材を荒川区内の小中学生に食べてもらう取組の輪をさらに広げていきたいと考えているところであります。

目標値を10校とした考え方でありますけれども、荒川区には小学校が24校、中学校が10校ありまして、合計で34校の小中学校があります。今後におきましても、5年後には10校程度、荒川区全体で3分の1程度の学校に食材の活用をしていただくことを目指していきたいとするものであります。

5点目のSDGsの町としての位置づけであります。

今回の第2期総合戦略の策定に際しまして、国が示したまち・ひと・しごと創生戦略2019という方針に、新たな視点としてSDGsを原動力とした地方創生という視点が盛り込まれました。これを受けて、本町におきましても、総合戦略に掲げた政策や施策とSDGsとの関係性を掲載したものであります。第2期総合戦略に掲げた主な事業や取組の実行がSDGsへの貢献にもつながるものが多くありまして、地方創生を推進することで、地球規模の課題にも対応し、町全体で持続可能なまちづくりを進める機運を高めることができると考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて、答弁。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） おだ議員の質問にお答えをさせていただきます。

本町では、これまで子どもたちに対し、様々な就学支援の施策を展開しております。特に中高生に対しては資格検定料補助、高校生に対しては下宿費等の補助、通学費助成、予備校講習料助成など、保護者の負担軽減に努めているところでございます。

ご質問は、高校、大学、専門学校等への進学に対する奨学金制度の創設をすべきとのことだと考えております。

本町では、昨年4月に町立国保病院が独立行政法人に移行し、次世代の医療スタッフを育てるため、看護師を目指す広尾高校生に対し、東都大学への推薦枠と奨学金制度が創設をされております。また、日本学生支援機構の奨学金をはじめ、あしなが育英会など各団体や各大学等で行っている奨学金制度もございます。

広尾町を離れ高等教育へ挑む子どもたちへの支援と考えられ、本町への将来にわたる投資とも思われますが、この制度に対する緊急度を勘案しなければならないと思っております。現時点で制度を創設する考えはございませんが、広尾町の子どもたちに対し、今現在何が必要なのか、また、何をすべきか総合的に検討する必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） おだ議員。

1、10番（おだ） 1校から10校への食材の提供についてですけれども、まず聞きたいのは、実際にこれ費用的にはどのくらいを想定して、いつから、2、3年後と言いましたか。来年からとい

うか、今期からですかね。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今年から2校に増やしておりまして、随時計画に沿って、向こうの受入れ体制もありますから、徐々に増やしていければというふうに思っています。

費用については細かい試算はしておりませんが、1校当たり10万円から15万円程度で、今、試算をしているところであります。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） これはどうしても広尾町が負担して渡さなければいけないものなのですかね。それとも何か、言葉は悪いけれども、見返りというか、単に広尾町の製品の宣伝だとか何だかんだ言われても、実際に数値的に私は見えないと思うのですけれども、その辺教えてください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この取組につきましては、今までは、当初は広尾町の負担で広尾町の実産物で、すとか農畜産物をPRするために提供していました。でも、今後の取組といたしましては、広尾町の負担、それから相手方の負担、概略ですけれども、30%程度広尾町の負担、70%を相手方の負担で、今、進めようと思っているところであります。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） そうすると、原価分で提供するという格好になりますかね。本来的に、食べるのは全部あっちなのだから全部あっち側が払うべきだと私は思うのですけれども、その辺についてどのように解釈していますか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 先ほど申し上げましたけれども、本町の食材のPR、これも一つの方針として掲げているところでありまして、あわせて、最初は我々の負担でありましたけれども、向こう側もやはり広尾町の地域の食育という関係で取組を進めてもらっておりまして、負担をするということでございまして、当面はやはりより多くのところの学校にまずは使っていただく、そういうことでこの負担割合も進めさせていただければと思っております。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10 番（小田） ちょっと金額的に今しっかり聞くのを忘れたのですけれども、そうすると1校当たり10万円、一つの学校に10万円ぐらいと言いましたか。それが3割こっちが払うのだから、3割だから3万円掛ける10校で30万円ぐらいということですかね。そんな細かい数字はあれですけれども、大体の予算の感覚で。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） R1の実績であります。総体にかかったお金は21万円であります。広尾町の負担が6万6,000円、相手方の負担が14万4,000円であります。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10 番（小田） 1つ目は終わりました、次に教育に関する件ですけれども、この制度そのものについての質問は、これちょっと議長に聞きたいのですけれども、質問は教育長が答弁されていますけれども、実際に具体的に費用とかそういう面になると町長の出番だと思うのですけれども、私は先にお渡ししてある通告書には教育長でいいのではないかというふうに議会側と相談して教育長と書きましたけれども、質問の内容から見て町長も答えるべきだという判断があったとしたら、それは今この時点で、通告自体は、質問の通告はしたけれども、いわゆる回答者、答弁者のところにも教育長と書きましたけれども、その辺については今いきなり町長からも私の2番目の質問に対してお答えしてもらえるのかどうか、その辺教えていただきたいと思います。

1、議長（堀田） 通告内容に従って一般質問を受け付けます。
以上であります。

1、10 番（小田） 通行内容に従ってですね。誰に……

1、議長（堀田） 通告内容に従って。

1、10 番（小田） 内容と質問の相手というのは、それも通告内容に含まれますか。

1、議長（堀田） 通告内容と質問相手は教育長と通告を受けております。それにおいて受理しておりますので、それに従って議事を進行させていただきます。

1、10 番（小田） それでは、奨学金の新しい制度についての考えを聞かせていただきたいと思います。

ますが、そうすると教育長との一本勝負となります。

それで、私は、いろんな就学援助とか、そういうのをいろいろおっしゃいましたけれども、言われたように、もちろん高校あるいはその上の大学のほうへの、あるいは専門学校に向けての進学を希望する人たちが能力があれば援助、支援すべきだと思うのですが、緊急性の話をされましたけれども、もうとっくに緊急性はスタートしていると思うのです。この場でお子さんを外に出して教育を受けさせたりしたことがある人にとっては、大体にして家賃というか、アパート代から何かからスタートして、すごい金額がかかっています。

それで、教育に関して費用というのは、ますます可処分所得からこの分についての、教育関係に出している金額というのはすごく多くなってきて、大変な状況で、そして、かつ奨学金の返済も非常に滞ったりしているという、こういう社会状況の中で広尾町は、例えば先ほどの農山漁村の関係で多額の金額を出したりしている。

私がここで言うのは、間違っほしくないのだけれども、幾ら項目が違う、あるいは科目が違うといったとしても実際に、そしてまた、幾らふるさと納税のお金を使おうが、一度広尾町の財政の中で得た金額は広尾町の分として使えるわけだから、もしできるのであれば、項目を変えて、ふるさと納税のこの部分でこの荒川区の関係をこの奨学金なりに変えて、広尾町の子どもたちの教育にしっかりと援助するというのを私はもちろん提案したいのだけれども、その辺についてやはりもう少し町としても実態を見て、そして荒川区に対してもう2年で終了しようとか、どこかで期限があるわけです。ところが、広尾町の場合は、子どもたちにとっては、毎年1学年ずつ上がって進学あるいは就学する格好になるわけですから、その辺についてあまりにも広尾町は、はっきり言うて遅い。町民に対して、あるいは町の子どもたちに対して、ほかの地域のこの荒川区のお子さんたちに対して、幾ら目的が違うと言いながら、実際にその金額を削ればそれだけ広尾町に、広尾町の子どもたちにヘルプできるわけでしょう。どうしてそういうことができないのか、そのことをちょっと教えてください。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員、確認いたします。

通告内容は「広尾町の子どもたちへの奨学金制度の新設を検討すべき」という内容で、「昨今の経済状況の悪化から、進学を諦めざるを得ないということがないよう、町として制度を検討すべきと思う」という教育長の考えを伺っています。

それについて、農山漁村ホームステイという具体的な事業をやめて、こちらの制度を新設すべきではないかと、そのお金をこちらに回したらどうかという内容でよろしいですか。

1、10番（^{おだ}小田） それはいいですか、そうしたら。

1、議長（堀田） 発言の許可をしていますが、よろしいですか。

1、10番（^{おだ}小田） いいえ。

1、議長（堀田） よろしくない。

1、10 番（小田^{おだ}） はい。

1、議長（堀田） ということは。

1、10 番（小田^{おだ}） いやいや、ですから……

1、議長（堀田） 通告内容に従っての一般質問の受理ですから、通告内容に従って一般質問を行っていただかないと。

1、10 番（小田^{おだ}） 通告内容は予算にも関わってきます。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前 11 時 41 分 休憩

午前 11 時 48 分 再開

再開します。

（「終わります」の声あり）

以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日 10 日と 11 日は議事の都合により休会とし、12 日は午前 10 時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午前 11 時 48 分